

幼児教育・保育の無償化について

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子どもたち

① 対象となる施設

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（※）、企業主導型保育事業

※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のことです。

② 対象者

3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

※基本的な利用者負担額は無償。通園送迎費や食材料費などは、これまでどおり保護者負担です。ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食（おかず・おやつなど）の費用が免除になります

※幼稚園（新制度未移行）については、月額上限25,700円です。0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

※さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償になります。

③ 無償化の対象となる時期

幼稚園：3歳になった日から

保育所：3歳になった最初の4月から

(2) 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

① 対象者

共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児クラスから5歳児クラスの子ども

※就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要になります。

② 利用料

利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

(3) 認可外保育施設などを利用する子どもたち

① 対象となる施設

認可外保育施設（※）、一時預かり事業、病児保育事業、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター事業

※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県などに届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けています。

② 対象者

共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児クラスから5歳児クラスの子ども

共働き世帯の子どもなど保育の必要な0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども

※就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要になります。

③ 利用料

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

(4) 児童発達支援などを利用する子どもたち

① 対象となる施設

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、
保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

② 対象者

就学前の障害児の児童発達支援などを利用する 3 歳児クラスから 5 歳児クラスの子ども

※利用者負担以外の費用（医療費や食費などの現在実費で負担しているもの）は無償化にはなりません。

※幼稚園、保育所、認定こども園と児童発達支援の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

③ 無償化の対象となる時期

3 歳になった最初の 4 月から